

ノースウィンドオーケストラ 規約

(目的)

- 第3条 思いやりをもち、音楽が好きであればだれもが参加できる楽団。
青少年育成や生涯教育の場としての役割を持つ。
地域に根ざした音楽活動を行い、音楽を通して子供から老人まで楽しく過ごせる街づくりを目指す。
団体生活の中での人と人との助け合い、ボランティアにより地域に貢献し、心を豊かにさせる。

(事業)

- 第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 演奏会及びコンサートの開催
 2. イベントへの参加
 3. 音楽普及活動、音楽指導を行う
 4. 地域や社会に貢献した事業を行う
 5. 音楽を通じ人と人が交流でき、情報交換できる場の提供
 6. 行政及び地域、学校などと連携した音楽事業
 7. 団員や一般の方への音楽情報・活動状況などの発信
 8. 団員がコミュニケーションできる場の提供
 9. その他本団体の目的を達成するために必要な事業

(入団資格)

- 第6条 入団について、以下に該当する方は入団不可とする。
1. 布教活動・宗教活動・政治活動・違法なセールス、悪質な勧誘を目的とした方
 2. 暴力団関係者、又は反社会的行為をされている方、属している方
 3. 未成年者との交際を目的とした方
 4. ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法などにあたる行為をされる方
 5. 犯罪行為および公序良俗に反する行為をされる方
 6. 18歳未満の方で保護者の同意を得られない場合
 7. その他、当団が適さないと判断した場合

(入会金及び会費)

- 第7条
1. 入会金は不要とする。
 2. 本団体の会費は下記とする。
入団費：なし 月会費：3,000円
 3. 会費の支払いについては下記とする。
前月末までに翌月の分を会計に納めることとする。(前納まとめ払い可)
月途中からの入団については、月末までは不要とする。
会費の納入方法は、現金、LINE Pay または PayPay にて団長宛に送付すること。
 4. 納入した会費は、いかなる事由があっても返還しない。
ただし、前納した場合は、参加最終月以降の分は現金で返金する。
 5. 見学者について2回までは無料とし、以降必要な場合は1回1,000円の参加費を徴収する。
また、期間については1ヶ月間までとする。
 6. 演奏会やコンサート等を行う場合、臨時で徴収を行う場合がある。

(除名)

- 第11条 団員が次の各号の一に該当する場合には、これを除名することができる。
1. 本規約、規則等に違反したとき。
 2. 本団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 3. 予め代表へ休む理由を付せず1ヶ月以上休んだ場合。
 4. 団に関係した事業内で社会的違反を犯した場合や法令等の違反行為があった場合。
 5. 練習スケジュールの出欠登録や報告を1ヶ月以上しなかった場合。
 6. 第6条の項目に抵触(発覚)した場合。

(経費)

- 第12条 本団体に要する経費は、会費、補助金、寄付金、入場収入およびその他の収入をもってあてる。

補足事項

1. 他楽団への賛助は禁止とする。又、本団体への賛助も他楽団に所属している場合は禁止とする。
2. 団の楽器や備品、楽譜等を無断で持ち帰ったり貸したりすることは禁止とする。
3. 楽譜、打楽器及び車の他団への貸出しは禁止とする。
4. 当団の練習中に、他の楽団で演奏する曲を練習することは禁止する。
5. 当団の連絡及び出欠確認はLINEを使用するため、LINEができる環境を持っている方で当団のグループLINEに参加して頂くことが必須となります。(パケット料金については本人負担)
また、団員名簿の提出が必要になる場合があるため、個人情報の提供も必要となります。
6. 18歳未満の団員の活動は、群馬県青少年健全育成条例に準ずる。